

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	措置状況	認証業務規程	事務取扱要領等	調査結果/特記事項等
2207	ニ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法（第五条第一項第一号ニ）		<p>(7) 利用者の真偽の確認において、主務大臣が告示（令和二年一月十六日総務省・法務省・経済産業省告示第一号）で定める方法を用いる場合には、以下の電子証明書について、少なくとも記載内容、形式、有効期限、失効されていないこと等により電子証明書の有効性を確認している。かつ、利用の申込みに係る情報に付された当該電子証明書に係る電子署名の有効性を検証している。</p> <p>①司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十二条第一項に規定する日本司法書士会連合会との契約によって発行される電子証明書</p> <p>②土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第五十七条第一項に規定する日本土地家屋調査士会連合会との契約によって発行される電子証明書</p> <p>③行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十八条第一項に規定する日本行政書士会連合会との契約によって発行される電子証明書</p> <p>④税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十九条の十三第一項に規定する日本税理士会連合会との契約によって発行される電子証明書</p> <p>⑤社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の三十四第一項に規定する全国社会保険労務士会連合会との契約によって発行される電子証明書</p>					